

生駒市規則第 1 1 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年 1 2 月生駒市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号の 2（その 1）及び様式第 1 号の 2（その 2）を次のように改める。

様式第1号の2（その6）を削り、様式第1号の2（その5）中「住所 生駒市」を「住所 〃」に、「殿」を「様」に改め、「100リットルにつき500円（端数が生じる場合は、100リットルとみなす。）」を削り、同様式を様式第1号の2（その6）とし、様式第1号の2（その4）中「住所 生駒市」を「住所 〃」に、「殿」を「様」に改め、「100リットルにつき500円（端数が生じる場合は、100リットルとみなす。）」を削り、「市役所」を「生駒市」に改め、同様式を様式第1号の2（その5）とし、様式第1号の2（その3）中「住所 生駒市」を「住所 〃」に、「殿」を「様」に改め、「100リットルにつき500円（端数が生じる場合は、100リットルとみなす。）」を削り、同様式を様式第1号の2（その4）とし、様式第1号の2（その2）の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿くみ取り手数料納入済通知書及びし尿くみ取り手数料納入通知書兼領収書は、それぞれ改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿くみ取り手数料納入済通知書及びし尿くみ取り手数料納入通知書兼領収書とみなす。